

【論 説】

イギリス保守党の開放政体戦略

オープン・ポリティ

——ヨーロッパ懐疑派のディスコースを中心に——

中 金 聡

目 次

1. ヨーロッパ統合の余波
2. 「開放政体」イギリスの統治術
3. 保守の分裂と再統一
4. ヨーロッパ懐疑派とナショナリズム
5. 岐路に立つ近代国家

1. ヨーロッパ統合の余波

ヨーロッパ統合への動静に一貫して冷淡であったサッチャーの時代が終焉したのち、イギリスにおいて対ヨーロッパ問題はふたたび総選挙の一大争点となってきた。一九九一年の時点で、すなわちサッチャー退陣のあとをうけて登場したメイジャーのもとで保守党の政権続投が決まった九二年総選挙の直前に、P・アンダーソンは、来るべき労働党政府にとっての最重要問題がヨーロッパとなるであろうことを次のように予言した。「一九九二年のヨーロッパ単一市場と、さらにはそれを超えてヨーロッパ連邦の諸制度へとむかう趨勢は、イギリス政治の決定的な新局面を構成することになるだろう。そのあかつきに西欧は実戦場となり、そこで労働組合主義は過去に例をみないほどの試練にさらされるであろう⁽¹⁾」。しかしこの予想は二重の意味ではずれた。もちろんひとつは、九二年総選挙の結果が大方の予想をくつがえしてメイジャー保守党の僅差

の勝利におわったことである。もうひとつは、労働党の組合主義からの脱皮がヨーロッパとのかねあいが問題化する以前に実現したことである。新党首トニー・ブレアは党内左派を押さえ込み、政権復帰への布石として党の支持基盤を労組から選挙区へ、政策ターゲットを生産者から消費者へと転換する「近代化」路線を断行した。こうして政権担当能力の回復を内外に印象づけることに成功した労働党が、九七年総選挙で一八年ぶりに保守党から政権を奪取するための切り札としてマニフェストに掲げたのが、ヨーロッパにおけるイギリスの「孤立ではなくリーダーシップを」(leadership, not isolation) 確立するという課題である⁽²⁾。

とはいえ現在のEU（ヨーロッパ連合⁽³⁾）はブレアのニュー・レイバー政府にバラ色の未来を約束しているわけではない。たしかにEUの諸制度は、加盟国政府間組織の閣僚理事会（Council of Ministers）はもちろん、ヨーロッパ議会（European Parliament）、ヨーロッパ委員会（European Commission）、ヨーロッパ司法裁判所（European Court of Justice）のようなEU固有の機関でさえもが、すでにイギリスの国内政治過程の重要な構成要素となった感がある⁽⁴⁾。しかしながら、現行ECを母体に、今後「第二の柱」として共通外交安全保障政策と「第三の柱」として内務・司法分野での政府間協力を加えたヨーロッパの「さらに緊密な統合」（ever-closer union）を着々と推進しつつあるEUを横目に、イギリスは「第一の柱」に盛り込まれた経済通貨同盟（Economic and Monetary Union）への参加すらはたせずにいるのが実状である。サッチャー政権の末期に悪化した経済不況と失業者の増大は、階級間融和を説くメイジャーの「一つの国民」^{ワン・ネーション}路線によってまがりなりにも歯止めをかけられてきたのであり、そのかぎりでは、アイルランドのように国内経済問題への処方をもヨーロッパに求める実質的な動機づけがイギリスにはそもそも乏しかった。加盟の気運を促進したのは主として大陸での予想を超えた統合化の急進行であり、それへの対応をせまられ呼び覚まされたイギリスの伝統的な「大国意識」の残滓でしかないといえる。だがEU加盟は、結果としてもたらされるものがさだかではないという意味で、依然イギリスにとっての「暗闇のなかでの跳躍」^{アリーフ・イン・ザ・ダーク}

でありつづけている。

困難をきわめているのは、さしあたり加盟そのものにとまなう技術的な問題である。長期にわたったサッチャーの対ヨーロッパ懐疑路線のためにイギリスが強いられることになった加盟の遅れ（late entry）には、EU 単一市場の完成を「EUにおける英国の主導的な地位確立にとっての最優先課題」とみなす現政府が、二〇〇〇年一二月現在においてなお単一通貨への参加を「ひとつのオプション」として留保する⁽⁵⁾だけの明白なデメリットがある。統合ヨーロッパの将来像や理念、あるいはその現実化のための制度の構想および形成期をサッチャー保守党政府とともに傍観者として経過したイギリスは、いまや加盟のタイミングを模索しながら、また単一通貨への根づよい国民的反感を沈静化しながら、同時に既成事実とした新生ヨーロッパの政治的・経済的諸制度への適応策を講じなければならない。そのなかには、莫大な分担金を課されることに加え、大陸レベルの社会保障機構の創設や労働市場の再編成、CAP（共通農業政策）に代表される保護主義的で干渉主義的色彩の強い経済構造への制度的対応、エネルギー基盤のよりいっそうの近代化、あるいはアメリカとの大西洋同盟関係から NATO を中核とした国防構想の転換など、いずれ予算規模の大幅見直しをとまなう重要な案件が含まれる。イギリスにとってのメリットが不確実なこれらの山積する課題が明確になるにつれ、二〇〇一年度中におこなわれる総選挙で勝利し国民投票で賛成多数を得たのちに、最短で二〇〇二年に EMU に参加する、というブレアの当初のシナリオは大幅な書き換えを迫られつつある。

いまや EU 加盟問題はイギリスの世論のなかで、加盟の技術をめぐる付随的問題からふたたび第一原則の問題へ、すなわち「いかなるヨーロッパか」の問題へと昂進する気配すら示しているといつてよい。そのような状況下で、九七年総選挙で歴史的な大敗を喫し野党の地位に甘んじている保守党はどのように党勢の立て直しを模索しているのだろうか。

予想に反して、新党首 W・ヘイグ率いる保守党「影の内閣」が総選挙当時のきわめてナショナリスティックな対ヨーロッパ戦略——「われわれはヨーロ

ッパの一員であることを望むが、ヨーロッパに操られることは望まない」(in Europe, not run by Europe),あるいはより直截に「われらが国益は守られねばならない」——そのものを反省している様子はみうけられない⁽⁶⁾。この点からいうと、総選挙の敗北自体がむしろ仕組まれたものであったという憶測さえ成り立つ。つまりヨーロッパ問題をめぐる党内の亀裂を収拾できなかったメイジャーの弱いリーダーシップに早々に見切りをつけ、総選挙後に反ヨーロッパ路線の党内イデオロギー・ヘゲモニーを確立することをねらった右派が、メイジャー降ろしを兼ね「わざと」負けたのかもしれない。実際、党首就任後のヘイグは「影の内閣」に多数の反ヨーロッパ派を登用しているが⁽⁷⁾、「若さ」ゆえに異例視されるヘイグの抜擢も実はその党管理手腕が高く評価されたためであったことがここから推量されるのである。

さらにいえば、保守党の惨敗はただちに「サッチャリズム時代の終焉⁽⁸⁾」を意味するとはかぎらない。九七年以降の保守党のさらなる右傾化の背後には、元首相サッチャーの隠然たる影響があったとみることができるからである。九六年一月に保守系シンク・タンクのCPS（政策研究センター）主宰でおこなわれた「キース・ジョゼフ記念講演」のなかで、サッチャーは次のように語っている。「今日、制限政府に対する主たる挑戦は、わが国の内部からではなく彼方から訪れるのです——すなわちヨーロッパ連合からです。もちろんそこには自己統治に対する挑戦もあります。そしてこの二つの挑戦のあいだには密接なつながりがあります⁽⁹⁾」。サッチャリズムが脱集産主義化に向けた国内ヘゲモニック・プロジェクトからイギリスのナショナル・デモクラシーを擁護する国際ヘゲモニック・プロジェクトへと進化することを告げたこのスピーチの効果は、政権末期以来党内で孤立していたサッチャーの存在感を党内外に知らしめたことにはとどまらない。それはまた、九二年のヨーロッパ連合条約（マーストリヒト条約）から「ヨーロッパ連邦」（European Federation）の文言を削除させたメイジャー政権指導部の交渉に飽き足らない保守党バックベンチャーズに、いわばイデオロギー的求心点を与えることによって、サッチャーの周囲に過激なヨーロッパ懐疑派（Euro-sceptics）集団を結晶させたのである。

小稿の主題は、ヨーロッパ懐疑派の政治的ディスコースの分析をつうじて、イギリス保守主義とナショナリズムの関係を考察することにある。そこで以下では、まずヨーロッパ懐疑派の登場の背景を保守党「統治術」の破綻に求め(2)、その結果もたらされた「保守の分裂」について歴史的な検討をおこなう(3)。さらにヨーロッパ懐疑主義とサッチャリズムの関係について考察し(4)、最後に国民国家イギリスの行方を展望することにしたい(5)。

2. 「開放政体」イギリスの統治術

一九九七年総選挙を目前にして保守党は完全に守勢に立たされていた。景気は前年から上向きに転じていたものの、メイジャー政権は政治献金にまつわる疑惑や閣僚・議員のスキャンダルなどたびかさなる「不正」^{スリース}に加え、依然終息の気配を見せないいわゆる「狂牛病」(BSE)問題への対応に追われていた。選挙マニフェストの事前情報は保守党中央事務局からリークされるのが慣例であったが、「労働党が考えつくあらゆる理由で恰好の標的であり、まるで樽のなかの魚を撃つようなもの⁽¹⁰⁾」であった当時の政府与党は、群がるメディアに待ちぼうけを食らわせつづけるほどの混迷ぶりを露呈していた。EU問題あるいは単一通貨加盟問題に選挙結果を左右する重要争点をみる余裕は、少なくとも保守党指導部にはなかった。

しかし総選挙マニフェストを解説するペンギン・ブックス刊行の小冊子シリーズを執筆した各党のイデオログたちは、一様にヨーロッパ問題を最大の選挙争点と考えていた。D・フィンケルスタインらとともに保守党の九七年選挙マニフェストの作成にあたったD・ウィレッツによれば、最優先課題は中東欧諸国のEU加盟を視野に入れた拡大ヨーロッパ像である。「われわれは狭く排他的なシャルルマーニュのヨーロッパを望まない。反対に、われわれのヨーロッパのヴィジョンは巨大で包括的で、多様性に寛容である⁽¹¹⁾」。現在進行中のヨーロッパ統合のプログラムは大陸型社会民主主義という「外来のモデル」によって主導されすぎているがゆえに、イギリスにとっては到底受け入れがた

い。イギリスの選択はあくまで独立主権国家のゆるやかな連合体である EFTA（ヨーロッパ自由貿易圏）の枠組みを維持すること、八〇年代にサッチャーによって先鞭をつけられた国内単一自由市場モデルを関税障壁なきヨーロッパ単一市場形成に拡大適用することにある。そのためには、ヨーロッパ連邦への決定的な布石となる EMU、企業経営に労働組合の参加をみとめるドイツの共同決定方式を模した EU の社会条項（Social Chapter）、およびそれに鼓舞された国内の社会民主主義的傾向、とりわけ「すべての人びとが利害関係当事者としてかかわる社会」（stake-holding society）を待望する声を断じて拒絶しなければならない⁽¹²⁾。多様性を重んじるヨーロッパ文化の伝統は、あくまで主権国家の自律性を不問の前提としている。つまりイギリスがヨーロッパから孤立しているのではなく、大陸の方がヨーロッパから切断されてしまっているのだ（Britain Isolated/Continent Cut Off）。しかしブリュッセル主導の「さらに緊密な統合」が急進行してしまった現在、イギリスはその「特別の地位」獲得のための再交渉をおこなうことはもはやできず、かといって経済通貨統合過程の蚊帳の外にとどまりつつ従前の経済的繁栄を今後も享受しつづけることを期待することもできない。イギリスに残されているのは、現在進行中の EU 統合を阻止するべくヨーロッパに積極的に関与していくことであり、とりわけ閣僚理事会の決定形成に採用されている特定多数決制（qualified majority voting）を撤回させ、加盟各国の拒否権を、つまりはイギリスの国家主権を確保することである。

さて労働党の T・ライトによれば、これらの主張はいずれも保守党が依然「小イングランド」主義の前近代的政党にすぎず、現代のヨーロッパ問題について発言する資格を欠いていることのたしかな証左にほかならない。保守党の矛盾は「保守党右翼のヨーロッパ恐怖症患者たち」の主張にまつわりつづけるアイロニーに由来する。すなわち、ブリュッセルからの圧力に抗してイギリスの伝統的な国会主権の擁護者を装いたがるかれらこそ、行政府によって議会が無力化される過程をながめて面白がっていた張本人たちではなかったか。かれらはまた、加盟諸国が EC の期待する行動目標を十分達成できない場合にかぎ

り EC が介介入行動をおこすと定めたマーストリヒト条約の「補完性」(subsidiarity) 原則を逆手にとり、地方政府改革を専一的にナショナル・レベルの決定事項とみなして中央集権化を推進しつづけてきた。サッチャーのもとで一国マネタリズムをあれほど強行しておきながら、ヨーロッパ単一市場のマネタリズムとなると躊躇するのはかれらの決定的な矛盾である⁽¹³⁾。『タイムズ・リテラリー・サプリメント』紙の書評子も指摘するように、このアイロニーは結局のところ、近代保守主義を「市場」の言語と「共同体」の言語をもって語ろうとする「二つの頭脳を持ち主」(“Two Brains”) ウィレッツ自身のアイロニーでもある⁽¹⁴⁾。九二年の庶民院議員当選以来、あるいは首相官邸に設置された「政策局」(Policy Unit) の一員となった八四年以来、院内幹事や大蔵主計大臣などの要職を歴任し、現在は野党保守党の「影の内閣」社会保障相をつとめるウィレッツが、九〇年代以降のトーリーの思考を占ううえでの「風見」的存在と目されていることは事実である。

ともあれこの熾烈な選挙キャンペーンは、選挙戦の当初「不正」や「減税」とくらべてかならずしも有権者にとって重要な争点とはいえなかった「ヨーロッパ」を最重要アジェンダに押し上げた。メディアで取り上げられる頻度でいうと、選挙戦最初の三週で「不正」と「減税」のそれぞれ一七パーセントと一三パーセントに対しわずかに四パーセントにすぎなかった「ヨーロッパ」は、選挙戦中盤には「不正」の一四パーセントに対して一五パーセントとなる⁽¹⁵⁾。「ヨーロッパ」争点選挙の様相を帯びた九七年総選挙は、同時に「脱階級」型選挙の特徴をあらわしている。投票者はみずからの階級帰属とは無関係に、もっぱら各政党の提示する政策パッケージや党首のリーダーシップや閣僚チームの経済管理能力を品定めする消費者型の投票行動パターンを顕著に示している⁽¹⁶⁾。

これが保守党指導部にとって皮肉であったのは、本来ヨーロッパ問題の政治化あるいは選挙争点化は忌避されねばならないこととされてきたからである。ヨーロッパ問題を含む外交政策一般は、イギリスにおいては典型的に「ハイ・ポリティクス」に属する事柄であり、それが政権中枢部を占める政治・外交エリートの自律的判断の領域として公的論議から隔離されることこそが、国民国

家の有効統治にとっての第一の要件であった。この隔離の技術がJ・バルピットの主張する「統治術」(statecraft)としての保守主義である。このテーゼによれば、内政と外交とは有機的に連関し、外交戦略は逆説的に国内統治の政治戦略のなかにその本質をもっとも鮮明にあらわす。イギリスは「開放政体」(open polity)として理解される。「開放政体」とは、「無数の外的諸力（そのなかには国内政治へのインパクトという点でよいものも悪いものも中立的なものもある）の侵入に対して開かれている」がゆえに、「分析的にみれば、外部環境および外交政策が国内政治および国政管理の統合的部分である⁽¹⁷⁾」ような国家のあり方をいう。政権党指導部にとってそのような政体の統治戦略の照準は、権力の他者である選挙民公衆から「外部環境」にかんする情報を奪いつつ独占し、政治的議論におけるヘゲモニーを確立することに定められる。そのためにも、党管理を徹底し院内外のヒエラルヒーを維持すること、また総選挙に勝利し政権の安定的運営に必要なだけの統治能力を獲得することは至上命令となる。

この解釈にしたがうなら、初期サッチャーの経済戦略であった「国内あるいは孤立マネタリズム」は、マクロ経済管理の問題を脱政治化するための政治戦略でもあった。それは国内的には中央政府から「ロー・ポリティクス」（経済政策）の負担を解除することで、ヨーロッパ問題に主として経済的なコストと利得の観点からアプローチする保守党政府に自由なスタンスを約束するものであったがゆえに、「外交政策にかんする^{ドメスティシズム}国政優先主義の頑迷な再確認であり、原則問題としての自律性の探求⁽¹⁸⁾」なのである。だがマネタリズムはインフレ抑制に所期の効果をあげなかった。「統治術」の再編をせまられた後期サッチャー政府は、一国マネタリズムを放棄し、ERM（ヨーロッパ為替相場メカニズム）に加入してポンド相場をインフレに強いドイツ・マルクに連動させる経済のヨーロッパ化（Europeanisation）へと戦略転換したが、これは保守党政府に失われた自律性を回復させる試みとしては失敗におわる。「統治術」の有効機能には国内政治への「外的諸力」のインパクトを最小化する「外部支援システム」(external support system)の形成が不可欠であるが、初期サッチャー

一政府にとってのそれはアメリカとの大西洋同盟および英連邦であり、あるいは外務省に特権的な地位をみとめる政党の別を超えたエリート間コンセンサスであった。しかし近い将来のヨーロッパ経済通貨統合を予定したERMは、保守党政府の政策目標を制約する障害にこそなれ、「ロー・ポリティクス」にかんする中央政府の責任を分散転嫁する「周縁」としては機能しなかった。加えて、ERMへのイギリスの加入をめぐる表面化した閣内不一致（とくに首相サッチャーと外相G・ハウの確執）は、指導部の党管理の失敗を露呈させ、サッチャー政府の統治能力に対する不信感を議会内に蔓延させていくとともに、ひいては争点としての「ヨーロッパ」の所在を広く知らしめることになった。J・ブラーもいうように、行政部に対して至高の統制力を有する議会という「みかけ」を隠れ蓑に外交政策上の自律性を確保してきた保守党指導部にとって、国内経済のヨーロッパ化戦略はかえってイギリスの民主主義過程の「現実」を明るみに出す皮肉な結末を招いたのである⁽¹⁹⁾。

サッチャー退陣後に発足したメイジャー保守党政府が九二年の時点でマーストリヒト条約交渉に際してとりえた戦略は、バルピットによれば五つの「処方」に整理されうる。すなわち、

- (a) EC 拡張にともなう統合プロジェクトの政策矛盾が明らかになるまで事態の推移を静観する
 - (b) EC 内部に恒久的な反統合同盟を構築する
 - (c) 現行 EFTA 加盟国とともに EEA（ヨーロッパ経済地域）体制を強化する
 - (d) ERM, 単一通貨, 社会条項を拒絶するイギリスの「特殊な地位」を確保する
 - (e) EC から離脱し, 外部から最小限の経済的関係を保つ。またそのためにも、一足早く大陸との交渉を開始したスコットランドを連合王国から分離する⁽²⁰⁾。
- バルピットによれば、このうち(b)と(c)は他の EC 加盟国の協力を必要とし、(d)と(e)は実現可能性に乏しいため、残る戦略はもっとも消極的な(a)となる。実際のメイジャー政府の選択も基本的には静観策（“wait and see”）であったが、それはあくまでもマーストリヒト条約受け入れを前提としてのことであった。

その結果メイジャーの条約交渉は、一方でEUの社会条項規定と単一通貨実施日程からイギリスを適用除外することを要求しつつ、他方でマクロ経済運営の主軸としてのERMには残留するという危うい綱渡りになった。この交渉の成功を手みやげに保守党は九二年総選挙において辛勝する。しかし、九三年九月のポンド急落をうけてERMからの離脱を余儀なくされた結果、ラモント蔵相は引責辞任し、ERMを通貨政策上のオートパイロットとして国内経済安定化をはかりつつ、同時にそれをイギリスのヨーロッパ単一通貨参加の足がかりにするというメイジャーの経済戦略は破綻した。

J・ターナーもいうように、「ヨーロッパ政治はいまやイギリスのような国民国家の日常政治にとって枢要なものになっており、それゆえ主権の外部と内部という観念を区別することはますます困難になっている。この意味で、主権をおのれの政治戦略の一部として利用しても、ヨーロッパのさらなる統合に抵抗するための武器をトーリー指導部に与えることにはならず、かえってかれらの手を縛ることになったのである⁽²¹⁾」。それゆえメイジャーの失敗を投機筋のポンド投げ売りやドイツ連邦銀行の不介入などの予期せざる偶然に還元することはできない。ERMからの撤退は、本質的にイギリスの国家主権を不問の前提としてきた保守党「統治術」の限界を白日のもとにさらしたからである。この事件を契機としてヨーロッパ懐疑派議員が党内で発言力を増し、メイジャーに単一通貨不参加の明言を迫るようになる。党内不一致を修復できないメイジャーの指導力の弱さは、九七年総選挙において保守党の信頼度を決定的にそこなうことになったのである。

3. 保守の分裂と再統一

二〇世紀の保守党は、EC分担金削減をめぐる攻防において「鉄の女」の異名を馳せたサッチャーが登場する八〇年代初頭まで、表面上は一貫して親ヨーロッパ路線をとってきた。マクミラン保守党政権時の一九六三年とウィルソン労働党政権時の六七年の二度までもドゴールの拒否権によってしりぞけられた

イギリスのEEC加盟は、ようやく七一年にヒースの手ではたさされている⁽²²⁾。他方、伝統的に製造業界との関係が密接な労働党は、ヨーロッパとの関係の深まりが国内産業に打撃を与え失業が増大することを懸念する多数の反^{コン}ヨーロッパ派の議員を擁してきた経緯があり、第二次ウィルソン内閣のもとで七五年六月にEEC残留の是非を問う国民投票が実施されてもいる。しかし九〇年代には、ブレア率いるニュー・レイバーが親ヨーロッパ路線で統一する過程に呼応するようにして、こんどは保守党内にヨーロッパ懐疑派勢力が結集するようになり、二大政党の構図にヨーロッパ問題を基軸としたねじれ現象が生じていることがわかる。

元来保守党は、連合王国、イギリス憲法および帝国への忠誠において結束した政治組織としてのイメージによって近代イギリス政治に地歩を記してきた。ヨーロッパをめぐる党内の亀裂は、それゆえ何よりも統一をうたい文句にした保守党のイメージ戦略を根底からそこなうものとなった。このダメージは実際深刻であり、ヨーロッパ問題を火種とした党内の確執によって閣僚が辞任した例は、ウェストランド事件でEC諸国の航空産業との連携を優先して失脚した環境相M・ハーゼルトイン（一九八六年）以後にかぎっても、首相、副首相、蔵相、産業相、国防相など七人にのぼっている。バルピットにならっていえば、二一世紀の保守党が「開放政体」イギリスを有効統治する政権政党として復活するためには、まず党内外の政治的議論におけるヘゲモニーを回復しなければならない。そしていうまでもなくそのカギを握っているのは、ヨーロッパ懐疑派と総称される広範な反EU勢力の去就である。

D・ベイカー＝A・ギャンブル＝S・ラドラムの共同研究は、九〇年代の「保守の分裂」(Conservative split)が世界政治経済上のイギリスの役割をめぐる生じてきたことに注目し、対EU問題を一八四六年の穀物法撤廃問題および一九〇三年の関税改革問題と比較するという視点を打ち出している⁽²³⁾。自由貿易主義を勘案した首相ピールの穀物法撤廃案は閣僚の辞任騒ぎに発展したが、ピールは反穀物法連盟(Anti-Corn Law League)のような階級横断的な圧力団体を保守党の選挙母体に組み込むことによって、政権の立て直しに辛くも

成功した。他方、保護主義的な色彩の強いチェンバレンの関税改革には、新興労働者階級に訴えるために消極政治のイメージを払拭するねらいがあった。後年の集産主義体制を予告するその国家干渉主義への傾きは、後に保守党がロイド・ジョージ自由党との連立とその解消をくりかえし、自由放任主義者たちが所属政党を再三にわたって変更する事態を招いている（チャーチルはその典型であった）。ここからベイカー＝ギャンブル＝ラDRAMは、選挙基盤を拡張しようとする政治戦略から生じた過去の保守党政権の分裂に、(1) 閣僚中の反乱者の出現による内閣の分裂、(2) 院内の他党同調者の出現、(3) 院外の独立選挙組織の結成、の三つの段階あるいは闘を区別する。だが一九〇年代のEU問題においては、このうち第一と第二の闘は超えられたが第三の段階はついに訪れず、保守党の解体の危機は九三年の時点で回避された。そのことは、穀物法問題や関税改革問題のころと比較して現代の保守党が党規律を格段に強化したことのあらわれと受けとることもできよう。しかし、「ヨーロッパにかんして鍵となる問題は一九八〇年代のサッチャー派のあいだに生じた分裂の位置づけであり、ノーマン・テビットとジェフリー・ハウのような指導的なサッチャー支持者たちがいまや相対立する立場をとっていることなのである⁽²⁴⁾」。

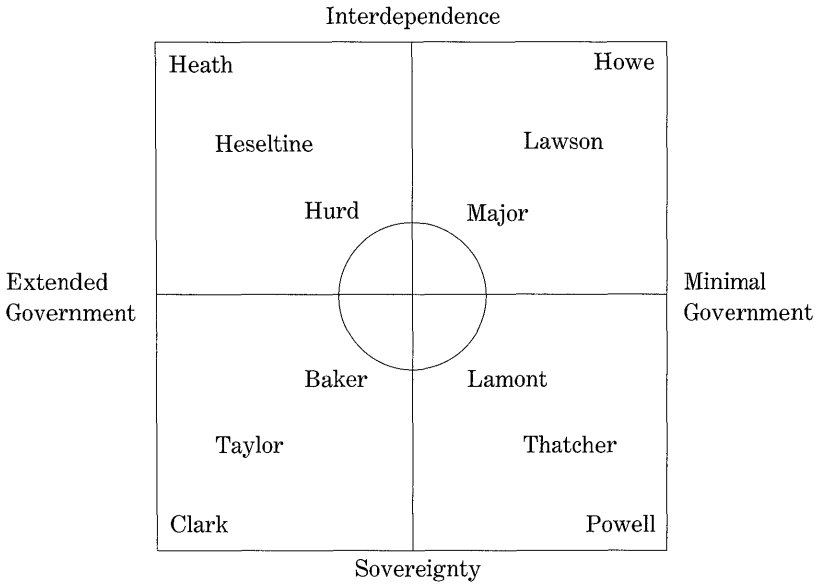
いうまでもなくこの対立の核となったのは、一八四六年と一九〇三年にはなかったイギリスの国家主権の危機である。保守党の政権政党としての体質のなかに、分裂の危険をおかしてまで政治原則を追究することを忌避するプラグマティズムがあることはすでに多くの論者によって指摘されてきた。サッチャリズムの嵐の後に訪れた保守党のイデオロギー的真空状況は、妥協とコンセンサスを旨とするメイジャーのプラグマティックな党管理手腕のまさしく見せ場でもあった⁽²⁵⁾。しかしその限界は、九一年一二月のマーストリヒト政府間会議で外交・防衛政策へのECの権限拡張が決定し、通貨統合を手はじめとした「さらに緊密な統合」への基本的な合意が成立した時点で、すでに顕在化しはじめていたともいえる。翌年にイギリスがERMから突然撤退したことを契機に、国家主権の一部をなす通貨発行権放棄の即時拒否を求めてEC交渉の「フレッシュ・スタート」を合い言葉にヨーロッパ懐疑派が台頭しはじめると、

「保守の分裂」はいまや決定的な局面を迎えることになった。

D・カヴァナが注目するのは、九〇年代に頻発した保守党バックベンチャーズの戦後最大規模の反乱である。九二年庶民院本会議の冒頭でEC交渉の「フレッシュ・スタート」を求める動議に一〇〇人を超える保守党議員が署名したことにはじまったこの造反劇は、その後、同年一月には自由民主党の後押しを得た二六名による政府与党への反対投票、九三年五月のマーストリヒト法案第三読会での四一名の反対投票と五名の棄権、九四年一月のEC分担金増額をめぐる八名の反対投票とつづく⁽²⁶⁾。親ヨーロッパの党指導部に対する反ヨーロッパの庶民院議員多数派あるいはバックベンチャーズたちの反乱という構図は、保守党内ヨーロッパ懐疑派を糾合する「ノー・ターニング・バック・グループ」に支持されたジョン・レドウッドが九五年に閣外に去り党首選に出馬したことによって、「保守の分裂」の第三の閥を超えたといえるだろう。党内右派に推されて九〇年に党首となったメイジャーは、こんどは右派をレドウッドに譲り党内中道左派グループの支持に依拠しなくなっただけである。にもかかわらず保守党は、中道右派寄りにシフトしたブレアのニュー・レイバーとの差異化をはかるため選挙戦略上より右傾化せざるをえなくなり、結果として生じたEU政策の不整合が投票者国民の不信感をあおることになった。九七年総選挙における保守党大敗の直接の要因をカヴァナはそのようにみている。

ベーカー＝ギャンブル＝ラDRAMによれば、九〇年代保守党のイデオロギー・マップは「制限政府／拡大政府」の横軸に「国家主権／国家間相互依存」の縦軸を組み合わせた二次元マップとなった（図－1）。現在の「保守の分裂」がかつてなく深刻であることは、八〇年代に国内政策を焦点として集産主義の葬送で強固なスクラムを組んでいたサッチャライトたちのなかにも、ヨーロッパ単一市場の実現のために「さらに緊密な統合」に賛成するハウやN・ローソンのような親ヨーロッパ派が多数登場してきたことに端的に示されている。カヴァナにしたがうなら、この分裂の構図はイギリス保守主義を通時的に支配しつづけてきたイデオロギー的極性の顕在化である。すなわち、「ヨーロッパ

図一 EC をめぐる保守党員の二次元マップ

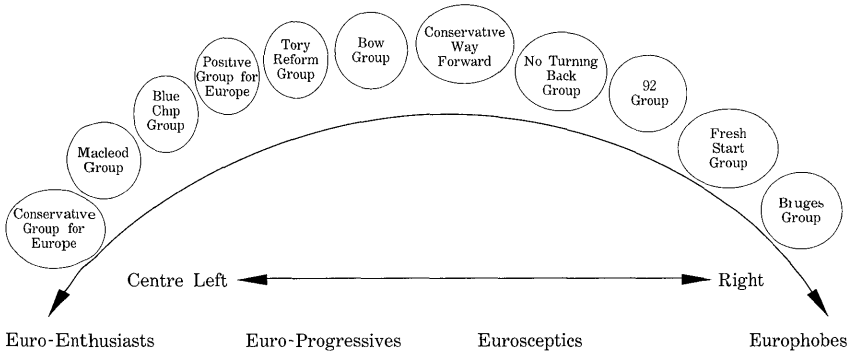


出典：D. Baker, A. Gamble and S. Ludlam, "1864...1906. 1996?. Conservative Splits and European Integration," p. 426.

をめぐる保守の分裂は単純な左翼対右翼，ウェット対ドライの区別の反映より複雑であった。それは党内の歴史的な緊張の一部，すなわちイギリス国家主権の支持者たちと，イギリスは他国との関係鍛造を迫られていると考える人びとのあいだの緊張であった⁽²⁷⁾。

ヨーロッパ問題をつうじて保守にとっての最大のタブーであった「^{フナクンヨナリズム}党派対立」が顕在化したとみなすターナーの研究は，EUをめぐる保守党内の「^{プロ}親」と「^{コン}反」の構図をさらに詳細なイデオロギー・スペクトルのなかで整理している（図-2）。このうち親ヨーロッパ陣営を形成する党内中道左翼グループは，九〇年のサッチャー退陣によって息を吹き返した「^{ワン}一つの^{ネーション}国民」派，すなわちトリー・パターナリズムを信奉する伝統的な「^{グランディーズ}ホイッグ貴族」や，テクノクラシーによるその近代化を追求してきたヒース派ないしは「ウェット」を中核としたものであり，マーストリヒト条約の締結と批准を画策したメイジャー政

図—2 ヨーロッパをめぐる保守党内党派分裂



出典：John Turner, *The Tories and Europe*, p.26.

権期の党指導部を構成する。これに対して反ヨーロッパ派は、バックベンチャーを温床としながら台頭し、保守系メディアとの連携をつうじて次第に党上層部に浸透しつつ、いまや党人事や政策方針にまで多大な圧力を行使するにいたっている。その主張は「^{スケアティック}懐疑」から「^{フィロブリア}恐怖症」までなだらかなグラデーションを示しているが、かれらの多くがサッチャー政権下で政界入りしたいわばサッチャーの「恐るべき子供たち」であることは注目されてよいだろう。

ヨーロッパ懐疑論がサッチャリズムの国際版ともみなされうるのは、比較的穏健な「コンサーヴァティヴ・ウェイ・フォワード」の構成員がサッチャー退陣後もサッチャリズムの忠実なシンパを公言する保守党員たち（たとえばテビット）であることからもうかがえるが、他の有力集団についても同様のことがいいうる⁽²⁸⁾。

「ノー・ターニング・バック・グループ」は党内左派（ウェット）の復活を阻止する目的で結集した庶民院議員たちであり、九二年以降の保守党内で「もっとも自覚的なサッチャー派」と目されている。サッチャー後の党首選ではコーポラティストのヘーゼルタインをしりぞけメイジャーを支持したが、九五年の党首選では逆にメイジャーを裏切り者呼ばわりしてレドウッド擁立にまわっている。M・ポーツィロやP・リリーなど次代の保守党を担うヨーロッパ懐疑

イギリス保守党の開放政体戦略（中金）

派の中堅・若手議員を多く擁している。

「九二グループ」の名は、かれらの最初の会合地であったチェイニー・ウォーク九二番地（かつての保守党議員パトリック・ウォールの家）に由来し、九二年におこったヨーロッパをめぐる一連の出来事とは直接には無関係である。しかし七〇年代からのサッチャーの盟友G・ガーディナーのもとに対ヨーロッパ懐疑色を次第に強め、後のメイジャー降ろしにも関与している。イデオロギーの求心性や党の政策方針への影響力の点でみるべきものはないが、党人事のたびにかならずその存在がクローズアップされ、バックベンチャーズのあいだでの浸透力の点で無視できない勢力である。

これに対して、もっぱら争点をヨーロッパに限定して登場してきたのが「フレッシュ・スタート・グループ」と「ブルージュ・グループ」である。上の三集団においてさしあたり偶然的であったサッチャリズムと反ヨーロッパの結びつきは、ここではきわめて緊密かつ有機的な融合に転じている。

メイジャーにEC交渉のやり直しを迫る約六〇名の庶民院議員ではじまった「フレッシュ・スタート・グループ」は、九二年六月にオランダが国民投票でマーストリヒト条約を否認したのちに党内ヨーロッパ懐疑派集団として旗揚げした。構成員は「コンサーヴァティヴ・ウェイ・フォワード」や「ノー・ターニング・バック・グループ」と重複し、庶民院最大の反ヨーロッパ組織となっている。「やり直し」^{フレッシュ・スタート}によってかれらが意味しているのは、メイジャーの対EU静観策を否定してヨーロッパ経済通貨同盟交渉から即時撤退することである。九七年総選挙の敗北をうけた六月の党首選でヘイグをかついだのは主としてこのグループである。

八九年結成の「ブルージュ・グループ」は、J・ドロールEC委員長の主導で政策形成の重心が加盟各国間協議からブリュッセルの本部に移行しつつあったECに「中央集権と官僚主義によるデモクラシーの腐食⁽²⁹⁾」をみたサッチャーのブルージュでのスピーチをきっかけに決起し、のちにサッチャーを名誉総裁に迎えた。テビットやJ・ゴールドスミスのようなサッチャーライトの大物議員のほか、アカデミズムからセント・ヒューズ・カレッジ（オックスフォード）

のM・ホームズやLSEのK・ミノグなどを賛同者として含んでいる。党内対ヨーロッパ・スペクトルの最右翼に位置し、マーストリヒト条約の再交渉にとどまらず、EC加盟自体を問題視して脱退をも視野に入れた提言を発している⁽³⁰⁾。

九七年総選挙ではヨーロッパ懐疑派の有力議員の多数が落選の憂き目を見（たとえばガーディナー）、あるいは単一通貨加盟反対を主張する単一争点新党を結成して惨敗している（ゴールドスミスの国民投票党）。しかし以後その党内ヘゲモニー掌握は着実に進行し、メイジャー、ヘーゼルタイン、K・クラークなどの親ヨーロッパ派は党要職を追われ、最終的にヘイグの党首就任とともに野党保守党は「いまやかつてなかったほどヨーロッパに懐疑的」になった⁽³¹⁾。それはまた、「保守の分裂」に乗じて九七年総選挙の地すべりの勝利を手にしたブレアのニュー・レイバーにとって、イギリスのヨーロッパ単一通貨参入の切り札である国民投票がいまひとつの「暗闇のなかでの跳躍」になりかねないほどに、保守党が統治能力を回復しつつあることを意味しているのである。

4. ヨーロッパ懐疑派とナショナリズム

ところでヨーロッパ懐疑派の登場は何も九〇年代保守党にかぎった現象ではなく、また労働党の内部にも戦後一貫してヨーロッパの統合に否定的なグループがあったことが知られてきた。アンソロジー『ヨーロッパ懐疑派リーダー』(*The Eurosceptical Reader*, 1996)には、労働党と保守党のそれぞれ党首として一時代を画したゲイツケルとサッチャーをはじめ、政治的スペクトルでいう最右翼と最左翼の違いに尽きない、おのおのユニークな政治的信念で知られるイーノック・パウエルとトニー・ベンのような著名な政治家およびアカデミシヤンのヨーロッパ観が集められている。かれらの主張は、かなり素朴なナショナリズムから高度な政治判断を要する通貨政策や農業政策上の戦略までを含み、「反ヨーロッパ」というただ一点を共有してはいるものの、政治的ディスコースとしてはきわめて多彩である。だがそこに明らかに示されているのは、

将来の政治的統合を視野に入れたEUへのイギリスの参加をめぐる九〇年代の議論が、多くの点でECCあるいは共通市場をめぐる七〇年代の議論の延長線上にあったということである。

EC加盟に向けて準備していたヒース政権期の七〇年から七四年までに、パウエルは実に一一三回にわたって党議拘束を無視した投票をおこなっている。サッチャリズムの登場まで自由市場主義の異名が「パウエルイズム」であったことにかがえるように、パターナリストが多勢を占める当時の保守党のなかで、「制限国家の要求を発する孤独な保守の声」であったパウエルは際立って異端児的な存在であった⁽³²⁾。そのパウエルはイギリスのEEC加盟にそれぞれの理由で難色を示す英仏両国民に向けて次のように語りかけている。「われわれ二つの国民のあいだには社会、文化、政治の語り方の慣行に深甚な違いが存在するために、個人の自由に向けて邁進するというわれわれの共通性が隠されている。わたくしはあえてこういいたい。すなわち、人格の自由の意味づけとその本能的な評価とをわれわれと同じだけそなえた第三の国民など、この世界のどこにも存在しない、と。われわれがそれぞれにこの自由を追求し維持しようとする形式は、たしかにお互いにほとんど理解できないほどに異なっているかもしれない。だが実質は同一なのである⁽³³⁾」。パウエルはイギリスのEEC加盟を原則として支持しつつも、その前提条件を二つあげる。ひとつはヨーロッパ共通市場があくまでも資本主義経済体制を維持することである。もうひとつは、国民の代表が集う国会こそ至高の立法者であるとするイギリス憲法の「国会主権」(Parliamentary Sovereignty)原理に抵触しないことである。この後者の条件は、EC残留の是非を問う国民投票前夜の七四年一二月二九日に、労働党のやはり反逆児であったベンがブリストル南西選挙区に向けて発した反ECメッセージにおいても強調されている。すなわち、「英国がヨーロッパ共同体の継続的加盟国になることは、英国が完全に自治的な国民としては終焉を迎えること、また民主的に選出されたわが国会が英国における至高の立法機関としては終焉を迎えることを意味するだろう⁽³⁴⁾」。

こうして政党の別を超えてすでに十分な蓄積があったともいえるイギリス

のヨーロッパ懐疑論は、一九八八年にヨーロッパ大学ブルージュ校でおこなわれたサッチャーの「ブルージュ・スピーチ」において第二の絶頂を迎えることになる。

「わたしがみたいのは、バラバラでやるより一緒にやったほうがうまくできることでわたしたちがもっと一体となって仕事をするところなのです。わたしたちがそうするとき、それが貿易であれ防衛であれ、あるいは世界の他の国々との関係においてであれ、ヨーロッパはより強くなれます。しかしより緊密に仕事をともにするということは、ブリュッセルに権力を集中することも任命制の官僚機構によって決定が下されることも必要とはしません。……わたしたちは英国で国家の最前線の撃退（roll back the frontiers of the state）を首尾よく完了しないうちに、ヨーロッパ超国家がブリュッセルから行使する新しい支配力によって、それをヨーロッパ・レベルでふたたび押しつけられているのです⁽³⁵⁾。」

経済および軍事面に限定した「独立主権国家間での意欲的かつ能動的な協力関係」——反ヨーロッパ連邦、徹底した域内規制緩和と反保護主義的な単一市場、英米の「特殊な関係」とNATOを基軸とした「大西洋兩岸のヨーロッパ」——を高らかに宣言するこのスピーチにおいて、パウエル以来おりにふれイギリスが大陸ヨーロッパにつきつける不信の根拠となってきた市場経済主義、デモクラシー、ナショナリズムは、緊密に結合しあって一個のイデオロギーとしての体裁をととのえるにいたっている。反対からいえば、ヨーロッパ懐疑論の伝統は、サッチャリズムとナショナリズムとの結合を必然化する触媒の役割をはたしたともいえるだろう。こうしてサッチャーの「いかなるヨーロッパを」という呼びかけに応じて参集した九〇年代のヨーロッパ懐疑論者たちは、いずれもその懐疑の根拠をサッチャリズムから引き出しているのである。

サッチャー以後のヨーロッパ懐疑論のなかで主権国家至上主義という意味でのナショナリズムと市場経済主義との結合が如実にあらわれたのは、EU社会条項への懐疑である。大陸型社会民主主義モデルにもとづく域内社会政策の指針を労資間デモクラシー、最低賃金制、労働時間および労働条件規定、若年層

失業への積極対処，社会保障など広範囲にわたって示す試みはEC社会憲章（Social Charter）に先例があるが，サッチャーはこれを「EC委員会内の社会主義者たちによって考案され，社会主義的な加盟諸国が圧倒的に肩入れしていた社会主義憲章（socialist charter）⁽³⁶⁾」とみなして八九年に不参加を表明している。社会憲章は八〇年代に当のサッチャーによってイギリス政治から放逐された集産主義のヨーロッパ・レベルでの復活ののろしであり，ハイ・コストで硬直したドイツ型社会市場モデルが将来のEC加盟各国に押しつけられることを意味した⁽³⁷⁾。だが一般に社会権規定については，国内の労資関係や雇用政策で保守党にとっていわば逆コースともいうべき転換をせまるその大陸的な内容もさることながら，その受け入れがイギリス憲法体制の根本的な見直しをとまなうことの方が重要である。社会権はおろか自由権保障についてさえ明文規定のないイギリス憲法については，すでに以前から「人権にかんするヨーロッパ規約」（the European Convention of Human Rights）の国内法編入の必要を説く声があげられており，その場合，通常の立法手続きによるその廃棄を不可能にするために「特別保障」（entrenchment）の導入を検討しなければならないことが指摘されている。そしてそれが国会の立法を覆すより上位の権威は存在しないとすする「国会主権」原理とのあいだで重大なディレンマをイギリスにもたらすことは，憲法改革派のあいだでいまや共通の了解事項になりつつある⁽³⁸⁾。

これに対して単一通貨への懐疑は，もっぱらデモクラシーとのかかわりで表明されてきた。ヨーロッパ単一通貨は経済機構の問題にとどまらず政治的な問題に直結する。通常なら通貨政策の責任は各国の政府が国会に，あるいは中央銀行が政府に対して負っており，その役割と活動範囲は民主的憲法のなかで規定され，失敗は中央銀行総裁ないし理事会の解任によって罰せられうる。しかし経済通貨同盟に参加すれば，たとえば利子率の決定はいかなる民主的機関に対しても責任を負わないヨーロッパ中央銀行にゆだねられることになるだろう。現在野党保守党の「影の内閣」蔵相をつとめるポーターは，サッチャー時代にマネタリズムの発信源となったシンク・タンクのIEA（経済問題研究所）主宰の講演において，ヨーロッパ・レベルでの民主的アカウンタビリティの

確立が問題の抜本的解決にならないことを次のように説明している。「ヨーロッパ連合はそれぞれが民主主義国家である加盟国からできあがっている。しかしヨーロッパ連合自体は民主主義的ではない。EC委員会も閣僚理事会もヨーロッパ中央銀行も民主的アカウントビリティを負っておらず、またそうなりえない。なぜならヨーロッパはひとつの国民^{ネーション}ではないからである。その結果、われわれが決定形成を民主的な加盟国から非民主的なヨーロッパ連合に移せば移すほど、われわれが民主的アカウントビリティを享受することはなくなるであろう⁽³⁹⁾」。ヨーロッパの平和を確保する適切な手段は、統合ではなく民主クラーシーである。すなわちヨーロッパ連邦の建設ではなく、それぞれが民主主義的な主権国家である加盟国の連合体でありつづけることでなければならない。民主主義国家同士のあいだで戦争が起こるとは考えにくいからである。

ヨーロッパ懐疑派のディスコースにおいてドグマ化の進むナショナリズムは、より伝統的な保守主義者たちからも多様な反応を引き出してきた。しかし保守本来の拠り所が、たとえイデオロギー的硬直性を免れた政治的リアリズムや柔軟な状況判断に求められようと、あるいは自然的パトリオティズムや失われた過去へのノスタルジアに求められようと⁽⁴⁰⁾、真の問題は、それを主張することが結果としてイギリス国家主権の現時点での弁証以外のものではありえないことにある。実際、近代国民国家イギリスの別して特権的な地位の自負、「英国例外主義」(British exceptionalism)が保守主義者のあいだで不動の前提でありつづけていることは、「ブルージュ・グループ」の文化ナショナリズムにもっとも顕著に示されている。九一年から九三年まで「ブルージュ・グループ」議長をつとめたミノグによれば、現在のヨーロッパ統合はイギリス国家体制に二重の押しつけを強いている。すなわち、「イギリスが他国と同様の画一性の押しつけに苦しめられるだけではない。そもそも画一性なるものは、ヨーロッパ共同体の他のいかなる加盟国の場合とくらべてもわれわれが歴史と伝統にとってはるかに疎遠なものなのである⁽⁴¹⁾」。現在のEU待望論とイギリス人のあいだに蔓延している国民的自己嫌悪のあいだには関連がある。なぜなら、「ヨーロッパ共同体がそれに加盟する諸国家の国益にまさる理想として支持を

集めるにつれ、加盟諸国の欠陥への少なくとも何らかの注視をうみだす⁽⁴²⁾」からである。しかしこの非合理でマゾヒスティックな国民感情には根拠がない。理想としてのEUはイギリスの現実的な欠陥が逆投影されたものにすぎず、またこの欠陥はイギリスが他の加盟国と共有するヨーロッパ的欠陥の多様なあられのひとつであったからである。それゆえ超国家EUが各メンバー国家よりすぐれているはずだと信じるいわれもまたない。

しかし大陸に先駆け市民革命を経験した先進性、世界規模の政治的・経済的リーダーシップ、体制の持続性は、イギリスのナショナル・デモクラシーとしてのユニークさの由来であると同時に、しばしば「島国根性」と揶揄されるその非協調性の源でもあった。A・ギャンブルもいうように、「英国例外主義テーゼの中心にはイギリス史とその国家の歴史との同一視がある⁽⁴³⁾」。そしてヨーロッパ懐疑派の主張がアナクロニズムのそしりをまぬがれえないのは、その論拠の中核にある近代国民国家像こそが、今日のヨーロッパ統合問題を契機として疑問視される当の主題となっているからなのである。

5. 岐路に立つ近代国家

イギリスの国家主権はEU政治統合というかたちで「上から」の脅威に直面しているだけではない。それはまた、ブレア政府の推進する分権化をつうじて強化されたスコットランドやウェールズの自治権によって「下から」も脅かされている。近代国家は支配的な国民的伝統をみずから創造しながら、「国民」というアイデンティティに他のすべてのローカルなアイデンティティを圧する特権性を与えてきた。しかしEUが現実味を増すにつれ国民国家の地位が相対的に後退しつつあるいま、スコットランド人は英国人であるのと同じ程度にゲール人でもあり、さらに「ヨーロッパ人」でさえありうる。帰属の複数化と多元的アイデンティティの享受は、現代ヨーロッパの生活のいわば常態になりつつあるとあってよい。

それはまた、主権的な国民国家を支配的単位としてきたウェストファリア体

制という独断の微睡みからグローバルな秩序の構想を覚醒させるのに十分な社会学的事実でもある。ニュー・レイバーにとっての政治マニュアルとなった『第三の道』(The Third Way: The Renewal of Social Democracy, 1998)でA・ギデンズがいうように、「EUの意義は、それがヨーロッパを規定するという点にではなく、それが国民国家を越えて市民に直接手を差し伸べる社会制度、政治制度、経済制度をつくったという点にある⁽⁴⁴⁾」。EUはたしかにヨーロッパ諸国の政府間協力により創設されたものでありながら、主権国家の連合体にはとどまらない可能性を、すなわちローカルな地域にとって権力の下方拡散の可能性を秘めている。一政治的単位としての^{アウタルケイア}自足に十分な経済的リソースを欠いた地域は、従来単一国家のまさしくサブナショナル・レベルに組み込まれざるをえなかった。しかしEUへの直接加盟は地域にナショナル・ガヴァナンスに依拠しない経済的自立の展望を与えるとともに、ヨーロッパ規模のグローバル・ガヴァナンスへの直接参加の機会をも提供する⁽⁴⁵⁾。^{ナショナル}国家的ガヴァナンスと^{スーパー ナショナル}超国家的ガヴァナンスの二極対立関係をもつばら自明の前提としたヨーロッパ懐疑派のディスコースは、サブナショナル・レベルの地域的ガヴァナンスやNGOをはじめとする各種市民団体によってになされるサブ・ポリティクスを加えた多極的關係が醸成しつつある現在、アナクロニスティックな主権国家主義と同一視されるしかないともいえるだろう。

ギデンズの『第三の道』とともに一九九八年のイギリス言論界を賑わせた『偽りの夜明け』(False Dawn: The Delusion of Global Capitalism, 1998)の著者J・グレイによれば、これはとりわけサッチャー以後のトーリーにとってアイロニカルな経験であった。普遍化への啓蒙主義的希望を市場のグローバリゼーションに託した新自由主義と、ナショナル・カルチャーの単一性に依拠して国民国家を形成するナショナリズムは、集産主義文化を清算するかつての「ニュー・ライト」のプロジェクトにおいて歴史的な（つまり不可避的ではあるが本質的に偶然的な）提携をみた。しかしヨーロッパの経済的・政治的統合が現実のものとなるにつれ、九〇年代トーリーはこの提携を解消し、もつばらイギリスの国家主権を唯一の堡壘とするアナクロニズムによって経済的グロー

バリズムに抗する自己矛盾を余儀なくされている。末路をたどるトーリーの試行錯誤は、まさしく啓蒙普遍主義とナショナリズムとのアンチノミーのあいだで苦悶する政治的近代の「最終ゲーム」の様相を呈しつつある⁽⁴⁶⁾。

もちろんこれらの「保守主義の死」のシナリオは、いずれも今後のEUがグローバル自由市場の基底に帰属の複数性と文化的差異の承認をおいた「コスモポリタン国家」、あるいは「ポストモダン国家」となることを不可欠の前提としている。意見が分かれるのは、そのような超国家EUのなかでいまや瀕死の国民国家にどのような存在理由が残されているかについてである。国民国家とナショナリズムを「ヤヌスの双面」とみなすギデンスにとって、国家は依然として国際関係の主たるアクターではあるが、来るべきグローバル・デモクラシーのなかで次第にその意義が低下することを運命づけられている⁽⁴⁷⁾。しかしグレイによれば国民国家は限定つきでなおも擁護にあたいする。すなわち第一に、近代国民国家は現代世界の大部分においていまだ「課題」でありつづけており、その起源には「暴力による死の恐怖」を除去するホップズの「リヴァイアサン」がある。戦争手段のコントロール、自然環境破壊への有効な制限、持続可能な経済発展は先進産業諸国においても依然焦眉の課題であり、ホップズの「安全」^{セキユリティ}はそれらの根底に存する国家の第一の正統性基準である。第二に、国民国家は今後とも民主的参加が可能な唯一の大規模制度でありつづける。EUのような超国家的制度の登場によって国民国家は相対的に弱体化したものの、国民国家の基盤にある民主的正統性を期待できないEUがそれにとってかわることはありえない⁽⁴⁸⁾。ひるがえって「ポスト主権国家システム」としてのEUの最大の弱点は、一九世紀の国民国家モデルが確保してきたエリートと大衆のあいだの絆や、政策の成否に政治的アカウンタビリティを結びつける手だての不在、つまりナショナル・アイデンティティの神話に匹敵するだけの説得力が「ヨーロッパ市民」にないことにある。そしてこの点では自由民主党のイデオログであるW・ウォレスもいうように、「一九九〇年代のヨーロッパ政治システムの中心的パラドクスは、一方でガヴァナンスが多様なレベルで重層的に制度化された活動となりつつあるのに、他方で代表、忠誠、アイデンテ

イティは相もかわらず国民国家の伝統的諸制度に根ざしていることである⁽⁴⁹⁾」。

超国家 EU の実現がたんなる理論的可能性にとどまらなくなった現代でも、国家という政治的単位になおも存在理由があることはたしかである。またそのかぎりにおいて、ブリュッセルから発信されるヨーロッパ連邦化に向けた「基本的なコミュニタリアン論法⁽⁵⁰⁾」への保守の猜疑心には一定の根拠があるともいえる。しかしそれだからといって保守の^{ナショナルリズム}国民国家主義が単純に説得力を増すこともまたありえないというべきだろう。モダニティとポストモダニティとの岐路に立っているのは EU だけではなく、国家もまたポストモダニティの挑戦をうけて大いなる変貌を遂げなければならないはずである。問いただされているのは、近代のステート・ビルディングを導くとともに二一世紀の統合ヨーロッパの構想を今日まで支配しつづけてきた政治的想像力のモードである。

たとえば M・オークショットは、近代ヨーロッパ国家が「エンタープライズ・アソシエーション」と「シヴィル・アソシエーション」という二つの異なる人間的結合の様態のあいだで構想されてきたと主張している。「エンタープライズ・アソシエーション」とは、共通利益の促進、集合的事業の連帯遂行、大文字の欲求の満足のよう、人間たちが何らかの実質的な内容をもった目的を共有することによって結合した「統一体」(*universitas*) であり、「シヴィル・アソシエーション」は、別個独立の個人の自由と差異を尊重するがゆえに、あくまでも行為の形式的ルールを遵守するという条件によってのみ結合する「社交体」(*societas*) である。

「すべからくヨーロッパ国家は、たまさかに結合しあつた人間たちの混淆して雑多な集合体としてはじまり、呑み込んでみだりな消化できなかったものに苦しめられ、ありうべきまたは空想上の未回収地に氣をとられてきた。だがいかなるヨーロッパ国家も（世界のそれ以外の場所での模倣ヨーロッパ国家はいうにおよばず）、『国民国家』なる存在にそれとわかる近さまで接近したためしはないのである⁽⁵¹⁾」

オークショットによる近代ヨーロッパ国家の系譜学的考察のなかで、「国民国家」は近代ヨーロッパ国家のアンビヴァレンスを「エンタープライズ・アソ

シエーション」の覇権へと一方的に傾かせることにあずかったひとつの誤解とみなされる。「エンタープライズ・アソシエーション」型の秩序のメンバーは、おのれの個人性を放棄しても、共通善にひたすら奉仕する同士のアイデンティティを秩序の第一の要件として欲望する。近代の「国民」はまさしくそのような集合的自我の表象——おのれを同一化するべき真の「自己」——として機能した。政治が「あらゆるものごとを政策や活動の結果の好ましさとという観点から判断して、正統性をないがしろにする近代的気質」に席卷されるにつれ、「国民」は、政府の正統性を国民経済の発展度や国民福祉の水準およびその達成効率によって代替する道具主義的権力観を助長し、国益の追求主体としての主権の観念を結晶させた⁽⁵²⁾。しかし近代ヨーロッパ国家のもうひとつの極である「シヴィル・アソシエーション」型の秩序においては、諸個人は共通ルールを法あるいは「公共的関心事」(*respublica*)とみなすかぎりにおいて互いを「公民」(*cives*)として認知しあう関係をむすぶのであり、主権的な統治活動の本分は、もっぱら諸個人のあいだでの平和的共存の条件を維持することに求められる。近代ナショナリズムは、当事者間あるいは異なる体制や生活様式のあいだでの「暫定協定」(*modus vivendi*)を追求するこの政治のスタイルを「シヴィル・アソシエーション」とともに近代政治のメイン・ストリームから追い落としたが、それはけっしてヨーロッパの政治的想像力から完全に失われたわけではない。……

現代イギリスのヨーロッパ懐疑派のディスコースのなかには、国民国家をめぐるこのようなアイロニーへの感受性はもちろんない。そこにあるのは、国家主権至上主義をデモクラシーの外見によって粉飾した一九世紀的国民国家の再提言であり、EUによって暗示された国家主権の「割譲」や「共有」の可能性に対する心理的リアクションだけである。だがそれを鼓舞した「いかなるヨーロッパを」というサッチャーの傲岸な問いかけに対しては、いまいちど「いかなるイギリスを」という問いを投げ返すことができるであろうし、「シヴィル・アソシエーション」はこれら二つの問いへの共通解の有力な候補になりうるだろう⁽⁵³⁾。「国民」形成過程を近代「正史」とみなすナショナル・ヒストリ

一の言説がそれを妨げてきたのであれば、イギリス保守党はその「国民政党」としての自己規定を真摯に見直す必要がある。

注

- (1) Perry Anderson, *English Questions* (London: Verso, 1992), p.307.
- (2) Cf *Labour Party General Election Manifestos 1900-1997*, ed. Iain Dale (London and New York: Routledge, 2000), p. 382.
- (3) なお以下では、「EU」によってもっぱら一九九三年にマーストリヒト条約発効によって発足した「ヨーロッパ連合」(European Union)を、「EC」によってマーストリヒト以前から存在しつつ現在のEUの「第一の柱」となっている超国家的団体を意味するものとする。
- (4) ヨーロッパ政治統合の実現を見越した近年のイギリス政治学教科書のなかには、そのように説明するものが多い。Cf John Dearlove and Peter Saunders, *Introduction to British Politics: Analysing a Capitalist Democracy*, 2nd ed. (Cambridge: Polity Press, 1991), pp. 518-534; *The British Political Process An Introduction*, ed. Tony Wnght (London and New York: Routledge, 2000), pp. 289-301.
- (5) Cf. *Labour Party General Election Manifestos 1900-1997*, p. 379; 10 Downing Street Website, <http://www.number-10.gov.uk>
- (6) Cf. Conservative Party Website, http://www.conservatives.com/believebritain_world1.cfm; *Conservative Party General Election Manifestos 1900-1997*, ed Iain Dale (London and New York: Routledge, 2000), pp. 454-5.
- (7) 二〇〇〇年一二月現在の野党保守党「影の内閣」の顔ぶれのなかで公然たるヨーロッパ懐疑派と目されているのは、W・ヘイグ（保守党党首兼野党リーダー）をはじめ、F・モード（外務大臣兼英連邦問題担当大臣）、M・ポーティロ（大蔵大臣）、D・ヒースコート・アモリー（貿易産業大臣）、I・ダンカン・スミス（国防大臣）、A・マッケイ（北アイルランド担当大臣）、L・フォックス（保健大臣）、B・ジェンキン（運輸省副大臣）などである。
- (8) Cf. Earl A. Reitan, *Tory Radicalism Margaret Thatcher, John Major and the Transformation of Modern Britain, 1979-1997* (Lanham, Md. Rowman and Littlefield, 1997), pp. 204-5.
- (9) Margaret Thatcher, *Liberty and Limited Government: The Keith Joseph Memorial Lecture* (London: Centre for Policy Studies, 1996), p. 15.
- (10) Nicholas Jones, *Campaign 1997. How the General Election Was Won and Lost* (London: Indigo, 1997), p. 126
- (11) David Willetts, *Why Vote Conservative?* (London: Penguin Books, 1997), p. 74.

- (12) 「すべての人びとが利害関係当事者としてかかわる社会」の観念は、『オブザーヴァー』紙の論説委員ウィル・ハットンの九五年度のベストセラー『われらが現状』(*The State We're In*, 1995)によって提起された。ウイレッツは「かれが記述しているのはどこか別の国である。それはわれわれではない」と述べてこの著書を酷評し、ハットンを「ブレアのゲル」のひとりと決めつけている。David Willetts, *Blair's Gurus An Examination of Labour's Rhetoric* (London: Centre for Policy Studies, 1996), p. 23
- (13) Cf. Tony Wright, *Why Vote Labour?* (London: Penguin Books, 1997), pp. 101-2.
- (14) Cf. George Walden, "Where two brains don't meet," *Times Literary Supplement*, Feb. 21, 1997, p. 27; David Willetts, *Modern Conservatism* (London: Penguin Books, 1992).
- (15) Cf. John Turner, *The Tories and Europe* (Manchester and New York: Manchester University Press, 2000), pp. 208-9, Figure 6 9.
- (16) 『『自然的』階級政党の支持者の割合』マイナス「保守党を支持する労働者階級投票者の割合プラス労働党を支持する中産階級投票者の割合」によって得られる「絶対的階級投票指数」(index of absolute class voting)は、七〇年と八三年に下落し、九二年にわずかな回復を示したのち、九七年総選挙においてふたたび急落している。Cf. David Sanders, "Voting and the Electorate," *Developments in British Politics 5*, eds. P. Dunleavy et al (London: Macmillan, 1997), pp. 54-5.
- (17) Jim Bulpitt, "Rational Politicians and Conservative Statecraft in the Open Polity," P. Byrd (ed.), *British Foreign Policy under Thatcher* (Deddington: Philip Allan, 1988), p. 183. なおバルピットの所説全体の評価については、中金 聡「《統治術》としての保守主義——バルピット・テーゼの批判的評価」, 国士舘大学政経学会『政経論叢』第一〇二号（一九九七年一月）を参照。
- (18) Jim Bulpitt, "Conservative Leaders and the 'Euro-Ratchet': Five Doses of Scepticism," *Political Quarterly*, Vol.63 No.3 (1992), p. 266.
- (19) Cf. Jim Buller, "Understanding Contemporary Conservative Euro-Scepticism: Statecraft and the Problem of Governing Autonomy," *Political Quarterly*, Vol.71 No.3 (2000), pp. 322-4.
- (20) Cf. Bulpitt, "Conservative Leaders and the 'Euro-Ratchet,'" p. 272.
- (21) Turner, *op cit.*, pp 80-1
- (22) 一九五七年に西ドイツ, フランス, イタリア, オランダ, ベルギー, ルクセンブルグの六カ国ではじまったECは, その後イギリス, デンマーク, アイルランド(七三年), ギリシア(八一年), スペイン, ポルトガル(八六年), オーストリア, スウェーデン, フィンランド(九五年)と加盟国を増やし, 現在一五カ国からなる。

- (23) Cf. D. Baker, A. Gamble and S. Ludlam, "1846...1903...1996?: Conservative Splits and European Integration," *Political Quarterly*, Vol.64 No.4 (1993), p. 422
- (24) *Ibid.*, p. 425.
- (25) 『タイムズ』紙の政治コラムニストをつとめたP・リデルは、「メイジャリズム」が成立しえた九二年総選挙後の党内状況を次のように描写していた。「日本の与党自民党との比較は現時点では無理である。人事に際して情実を弄したり、野心的な政治家を財政面で支援できるような強力なリーダーに支配された組織的派閥は、トリー党には存在しない」。Peter Riddell, "The Conservatives after Thatcher," *Political Quarterly*, Vol.63 No.4 (1992), p. 431.
- (26) Cf. Dennis Kavanagh, *The Reordering of British Politics Politics after Thatcher* (Oxford: Oxford University Press, 1997), p. 212
- (27) *Ibid.*, p. 213.
- (28) 以下のヨーロッパ懐疑派集団の説明については cf. Turner, *op cit*, pp. 28-31; Riddell, *op cit.*, pp. 430-1.
- (29) Margaret Thatcher, *The Downing Street Years* (London: Harper Collins, 1995), p. 742. 石塚雅彦訳『サッチャー回顧録——ダウニング街の日々（下）』（日本経済新聞社、一九九三年）、三五二頁。
- (30) Cf. The Bruges Group Website, <http://www.eurocriticdemon.co.uk/about-bg.htm>
- (31) Cf. Turner, *op. cit.*, pp. 36 and 260.
- (32) W. H. Greenleaf, *The British Political Tradition, Vol 2 The Ideological Heritage* (London. Methuen, 1983), p. 326.
- (33) Enoch Powell, "Britain and Europe," *The Eurosceptical Reader*, ed. Martin Holmes (London: Macmillan, 1996), p. 77.
- (34) Tony Benn, "The Common Market Loss of Self-Government," *ibid.*, p. 38.
- (35) Margaret Thatcher, "The European Family of Nations," *ibid.*, pp. 91-2.
- (36) Thatcher, *The Downing Street Years*, p. 750. 邦訳、三六二頁。
- (37) それにもかかわらず、サッチャーがヨーロッパ単一市場のよりいっそうの開放に必要な代償としてQMVを承認していたため、八九年六月にマドリッドで開催されたヨーロッパ理事会でイギリスは社会憲章制定に拒否権を行使することができなかった。これが後にメイジャーが社会条項規定からのイギリスの適用除外交渉を余儀なくされた伏線にもなっている。Cf. Martin Holmes, "The Conservative Party and Europe," *The Eurosceptical Reader*, p. 123.
- (38) 「特別保障」については七二年のEC法に先例があるが、これは国会主権原理の存廃が八〇年代に政治問題化するきっかけにもなっている。人権規定のアップ・トゥ・デート化の方策はその後ヨーロッパ人権条約を国内法に部分的に編入する方向で模索され、ブレア労働党政権のもとで九八年に人権法（Human Rights Act）が制

イギリス保守党の開放政体戦略（中金）

定されるにいたっているが、国内法の規定と人権条約の不一致を裁判所が宣言した場合の処置をめぐって議会主権問題はふたたび論争の焦点になりつつある。元山健『イギリス憲法の原理——サッチャーとブレアの時代の中で』（法律文化社、一九九九年）、第一章参照。

- (39) Michael Portillo, *Democratic Values and the Currency* (London: IEA Occasional Paper 103, 1998), p. 26.
- (40) 「保守党政府が現時点で最小限なすべきことは、現在のヨーロッパ・システムの不備をなんとかすること、また同時にヨーロッパ共同体の中央権力を今後さらに強化するすべての発案に反対することである」。Richard Griffiths, "The Perils of Principle," *Conservative Realism New Essays in Conservatism*, ed. Kenneth Minogue (London Harper Collins, 1996), pp. 70-1. 「保守主義者にとって、過去は未来とは違ったやり方で存在する。過去は現在のなかにあるのだが、未来は現実に現在において存在しえない。それゆえ保守主義者の政治的目標は、共通の人間経験によってさまざまなやり方で、またさまざまな理由で、肯定されたものごとを維持あるいは発見することである。……保守主義者のノスタルジアは、自分の相続財産への、そしてそれを与えてくれた父祖への、かれの愛の一部である」。A P Gushurst-Moore, "Going, Going. . .," *The Salisbury Review*, Vol.18 No.2 (1999), p. 14.
- (41) Kenneth Minogue, "Is National Sovereignty a Big Bad Wolf?" S Haseler, K. Minogue, D. Regan and E. Deakins, *Is National Sovereignty a Big Bad Wolf?* (London: The Bruges Group, 1990), p. 23
- (42) Kenneth Minogue, "National Self-hatred and the EC," *The Eurosceptical Reader*, p. 264
- (43) Andrew Gamble, "Conclusion: Politics 2000," *Developments in British Politics* 5, p. 356.
- (44) Anthony Giddens, *The Third Way The Renewal of Social Democracy* (London: Polity, 1998), p. 142. 佐和隆光訳『第三の道——効率と公正の新たな同盟』（日本経済新聞社、一九九九年）、二三五—六頁。A・フィンレイソンによれば、「ニュー・レイバーは、社会の本質および社会の諸資源の配分にかんする実質的な道徳的主張にもとづいて政治的理念を定式化してはいない。それが基盤にしているのは、現代社会のおかれたまったく新しい状況にかんする『社会学的』主張である。すなわちその主張とは、世界が変貌を遂げたというのに、われわれの政治的理念は遅れをとっている、という信念である」。Alan Finlayson, "Third Way Theory," *Political Quarterly*, Vol.70 No.3 (1999), p. 271.
- (45) 実際、スコットランド政府は主権国家の中央政府でないにもかかわらず、国際政治の主体として実質的に動き出している。島袋純「〈補論〉グローバリゼーションとスコットランドの自立——その沖縄・日本・アジアにとっての意味」、自治・

- 分権ジャーナリストの会『英国の地方分権改革——ブレアの挑戦』（日本評論社、二〇〇〇年）、参照。
- (46) Cf. John Gray, *Endgames Questions in Late Modern Political Thought* (Cambridge: Polity Press, 1997), chap. 9 なおこの点については、「一つの国民」保守主義と自由市場保守主義の再統一の可能性をめぐるグレイとウィレットの論争も参照。Cf. John Gray and David Willetts, *Is Conservatism Dead?* (London: The Social Market Foundation, 1997); originally “The Undoing of Conservatism” by Gray, and “Civic Conservatism” by Willetts, both published by The Social Market Foundation.
- (47) Cf. Giddens, *op cit.*, p. 129. 邦訳、二一五頁参照。Cf. Anthony Giddens, *The Third Way and its Critics* (London: Polity, 2000), pp. 122-3.
- (48) Cf. John Gray, *False Dawn The Delusion of Global Capitalism* (London: Granta, 1998), pp. 201-2. 石塚雅彦訳『グローバリズムという妄想』（日本経済新聞社、一九九九年）、二八二―三頁参照。Cf. John Gray, *Two Faces of Liberalism* (Cambridge: Polity Press, 2000), p. 125.
- (49) William Wallace, “The Sharing of Sovereignty. the European Paradox,” *Political Studies*, Vol.47 No.3 (1999), p. 521, cf. William Wallace, *Why Vote Liberal Democrat?* (London. Penguin Books, 1997), chap 6.
- (50) Minogue, “National Self-hatred and the EC,” p 267.
- (51) Michael Oakeshott, *On Human Conduct* (Oxford. Clarendon Press, 1975), p. 188.
- (52) Cf. *ibid.*, pp 296-7 note 2 なおオークショットの近代国家論については以下の文献も参照。中金聡『オークショットの政治哲学』（早稲田大学出版部、一九九五年）、第六章。中金聡『政治の生理学——必要悪のアートと論理』（勁草書房、二〇〇〇年）。
- (53) オークショットの「シヴィル・アソシエーション」を国家間関係に適用する古典的な試みとして Terry Nardin, *Law, Morality and the Relations of States* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 1983)を参照。

※本稿の執筆に際しては平成一一年度国士舘大学政経学会特別研究費の補助を受けた。